

入札監視委員会議事概要書

| | | |
|--------------------|--|--|
| 開催日時 | 令和7年8月5日（火）午後1時30分 | |
| 開催場所 | 常陸大宮市役所 3階 行政委員会室 | |
| 出席委員 | 須藤 賢一 寺田 明弘 掛貝 祐太 | |
| 抽出案件 | 3件 | (議事) 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について |
| | 一般競争入札 1件 | |
| | 指名競争入札 1件 | |
| | 随意契約 1件 | |
| 委員からの意見・質問及びに対する回答 | 意見・質問 | 回答 |
| | 1 入札契約の運用状況について ○中止・不調工事一覧表について、その後の結果についてどうなったか。 | ○中止になった3件のうち、設計内容の一部に見直しの必要が生じたためが2件です。その後、設計を見直し入札を実施しています。 また、入札参加者が2者に満たなかつたため、中止とした1件については、2回続けて中止となつたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約しています。 なお、常陸大宮市建設工事入札参加資格を有し、山方地域に本店を有する本工事の施工が可能な格付区分「A」の全者を選定しています。 |
| | ○指名業者選定数について、500万円未満の工事の指名業者数を5者以上、500万円以上を6者以上としているが目安としている業者数はありますか。 | ○500万円未満は5者、500万円以上は、10者を目安に運用しています。 |
| | ○格付区分・発注金額区分について、金額によって重複する事もあると思いますが、どのように取り扱っていますか。 | ○工事の難易度や指名機会の均等を考慮し、重複するいずれかの格付区分の中から選定しています。 |
| | 2 審議対象工事の抽出結果について | ○抽出委員より抽出件数を報告。 抽出のポイント 案件① 額が大きく、市の重点事業である駅周辺整備事業に伴う工事となっている。 案件② 駅周辺整備事業の関連工事が多かつたため、関連工事でない工事を抽出。 案件③ 随意契約に至つた経緯と、落札率が高い。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

3 審議対象工事の審議について

②【指名競争入札】

第06-07-120-0-004号

下村田地区排水路改修工事

(産業観光部 農林振興課)

○常陸大宮市建設工事等入札指名業者選定委員会規程に基づき5者を指名した理由は。（大宮地域6者の中から5者を選んだ理由）

○増額変更の理由は。

①【一般競争入札】

第06-13-132-0-018号

常陸大宮駅周辺整備に伴う

公共下水管渠布設替工事

(上下水道部 施設管理課)

○一般競争入札の条件をどのように設定し発注したか。

また、金額的に格付区分A・Bでも可能な工事だと思う。

なお、参加可能な業者数は何者だったか。

○工期の延長になった理由と変更契約の有無について。

○工事が完了していない物件を審議することは難しいのでは。

○格付区分Bの市内業者の中から、地理的条件等（工事現場から事務所までの距離）を勘案し5者を選定しています。

また、6社中1者が経営審査更新漏れが判明し除外しています。

○工事施工を進め堆積した土砂を撤去した結果、既設構造物が当初設計と異なっていたことから、既設構造物の処分量が増となり、設計を見直し増額変更しています。

○通常の公共下水管渠布設工事について、4~5,000千万円以上の工事を毎年発注し、その条件が、元請として、国又は地方公共団体における同種工事を施工した実績のあること。（同種工事とは、原則として流域下水道、公共下水道の管渠工事又は農業集落排水の管路工事。）とし、工事格付区分を「A」としていることから、同様の条件を付して発注しています。

また、工事の難易度等も考慮しています。

なお、以上の条件で参加可能な業者数は、26者です。

○駅周辺整備事業に伴う工事のため、関連工事（道路工事や水道及び電柱・電話柱）との調整を行った結果、令和7年10月28日まで工期延長しています。

また、現在施工中のため、設計変更の見直しがあった場合は変更になります。

○常陸大宮市入札監視委員会設置要綱及び運営要領に基づき、開催月の属する年度の前年度の下半期（10

| | |
|---|--|
| | <p>月から3月まで)・上半期(4月から9月まで)となっており、抽出基準を見直す必要があり、今後の検討事項と考えます。</p> <p>○審議案件が当初契約だけになってしまうのでは、</p> |
| | <p>○現行の基準ではそのとおりですが、次の入札監視員会で報告する等、今後の検討事項と考えます。</p> |
| <p>③【随意契約】</p> <p>第06-13-333-0-016号 塩原地区農業集落排水処理施設回分槽 コントローラ緊急修繕 (上下水道部 施設管理課)</p> <p>○地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号該当とは、緊急的な意味なのか。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号と同じか。) また、随意契約に至った経緯は。</p> | <p>○当部局は、企業会計であることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号を理由としていますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号と同じ意味になります。</p> <p>隨意契約になった理由ですが、生活排水を処理する施設であり、通常の工事発注では、市民生活に影響が及ぶため、随意契約とし応急対応及び復旧を行う必要があったためです。</p> <p>業者の選定は、現維持管理会社に依頼しています。</p> |
| <p>○応急復旧と本復旧に分けて発注することは可能なのか。(応急復旧を随意契約、本復旧を入札)</p> | <p>○可能ではありますが、今回の応急復旧は一時的なもので、いつ故障するか、本復旧は既設制御盤の一部に機械を設置することから、本施設の状況を把握している維持管理会社に依頼することで、工期の短縮と経費軽減ができたと考えております。</p> |
| <p>○応急復旧と本復旧の金額の割合はどのくらいになるのか。</p> <p>○常陸大宮市には同様の施設が何カ所あるのか。 また、市が契約している維持管理会社は何社か。</p> <p>○回分槽コントローラーとは。</p> <p>○応急復旧はどのようなことを実施したのか。</p> | <p>○応急復旧は、本復旧の約1割程度です。</p> <p>○全部で14カ所あり、5地域を2つのエリアに分け、2者と維持管理契約を締結しています。</p> <p>○回分槽とは汚水を処理する槽のことで、汚水の流入、曝気、沈殿、排水といった一連のサイクルを制御する装置です。</p> <p>○仮設の盤を製作しタイマー等により運転を制御する方法を実施しています。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>○回分槽コントローラーの耐用年数は。</p> <p>○請負額4,840千円に対して、下請金額3,960千円である場合、元請880千円は妥当な額といえるのか。また、どのような仕事をしたのか。</p> | <p>○15年です。</p> <p>○本工事は、施工管理や仮設盤の製作及び運転調整になり、回分槽コントローラーの製作ができないため、下請になったと考えられます。</p> |
|---|--|

4 その他・講評

- 今後、同じルートインワークにならないよう審査案件の抽出方法について、建設コンサルタント業務への拡充や、完了した工事を抽出対象とするなど検討願いたい。

| | |
|------------------------|------|
| 委員会による意見の 具申又は勧告の内容 | 特になし |
|------------------------|------|